

住民税(市県民税)Q&A

税源移譲で所得税が減るといふことは

Q. 所得税の住宅ローン控除を受けている場合、税源移譲による影響はありますか？

A. 税源移譲に伴って所得税が減ることにより、住宅ローン控除を受けられる額が減ってしまう方は、平成20年以降に市又は税務署に申告すれば、平成20年度以降の住民税から、その減ってしまった額を控除することができま

す。なお対象者は、平成11年から平成18年までに入居した方で次の要件のどちらかに該当される方となります。

①税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

Q. 平成18年末に退職するなどして平成19年に所得税を払うことが無い場合は住民税負担が増えるだけなのでは？

A. 住民税は前年の所得について

課税されます。

たとえば平成18年中に所得があった方で、平成19年に所得がなく、所得税が課税されないような方でも、平成19年度に平成18年中の所得に対する住民税が課税されます。

こうした方で次の条件を満たす場合は、平成19年度に限って、平成19年中の所得が確定した後、市に申告して、納付していただいた住民税から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額の還付を受けることができます。還付を受けるためには、平成20年7月中に市に申告して頂く必要があります。

【対象者】次の①と②を満たす方

① 平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分除く)

> 所得税との人的控除の差

② 平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分含む)

≤ 所得税との人的控除の差

■問い合わせ
税務課 課税係

☎ 75-2126

雇用保険の改正について

雇用保険法等の一部を改正する法律については、平成19年4月19日に成立し、失業給付に係る改正が平成19年10月1日より施行されます。改正内容には受給資格要件の見直しなど、多くの被保険者の方々に影響のある事項を含んでおります。特に雇用保険求職者給付の基本手当の受給資格につきましては、これまで短時間労働被保険者以外

の一般被保険者は、原則として離職日より1年間に賃金支払基礎日数14日以上、かつ6カ月以上あることが必要でしたが、施行後は原則、離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上、かつ12カ月以上必要となりますので、ご注意ください。ただし、受給資格に係る離職理由が特定受給資格者(解雇等)に該当する場合は、原則、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上、かつ6カ月以上必要となります。

事 項	現 行	改 正 後
被保険者資格区分の一本化	・短時間労働被保険者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満) ・一般被保険者(1週間の所定労働時間が30時間以上)	短時間労働者とそれ以外の一般被保険者の区分を廃止し、被保険者資格を一本化
受給資格要件の一本化	・短時間労働被保険者については原則、離職日より2年間に賃金支払基礎日数11日以上かつ6カ月以上必要 ・一般被保険者については原則、離職日より1年間に賃金支払基礎日数14日以上かつ6カ月以上必要	・受給資格に係る離職理由(自己都合等)については、原則離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上かつ6カ月以上必要 ・特定受給資格者(解雇等)については、原則離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上かつ6カ月以上必要
育児休業給付金の支給率	・休業中給付金・・・30% ・職場復帰給付金・・・10%	・休業中給付金・・・30% ・職場復帰給付金・・・20% (ただし平成22年3月31日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者に限る)
育児休業給付金の支給と基本手当に係る算定基礎期間の算定の調整	・調整なし	・育児休業基本給付金の支給を受けた期間については、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間の算定から除く
特例一時金の支給	・基本手当日額の50日相当分	・基本手当日額の30日相当分(当分の間は40日相当分)
教育訓練給付の支給率	・被保険者期間3年以上5年未満の者は教育訓練経費の20%(上限10万円) ・被保険者期間5年以上の者は教育訓練経費の40%(上限20万円)	・被保険者期間3年以上の者(当分の間は教育訓練給付を受けたことがない初回の者に限り被保険者期間1年以上)は20%(上限10万円)に一本化

■問い合わせ お近くのハローワークまたは佐賀労働局職業安定部職業安定課 ☎32-7216